

第3回 安来市水道事業運営審議会 議事録

日時 平成28年3月14日(月)

13:30～

場所 安来市中央交流センター

2階 青年研修室

1. 会議成立報告
2. 事務局(部長)挨拶
3. 会長挨拶
4. 議事
 - (1) 前回(第2回)質問事項に対する回答について
 - (2) 水道料金改定について
 - (3) その他

1. 会議成立報告

10名の出席となっており、「安来市水道事業運営審議会条例」第5条第2項の規定により本会成立。

2. 上下水道部長挨拶

この度の上水道と簡易水道の統合に伴う財政悪化に対処するため、国が激変緩和措置として今のところの試算でありますけれども、7,300万円程度の交付税を措置してくれるということになりました。大幅な料金の引き上げが予想されたということが第一にございます。が、それ以上に問題視しましたのが、国の指導によりまして料金体系も変更しようということでも増制の是正、実際(これに倣って)改定をした場合に大口需用者、所謂事業者のところですけれども、ここに過度の負担を求めている現状を是正しようといいたしますと、反対に一般家庭の料金引き上げ幅が大きくなってしまいうという問題がございます。この場合特に低所得者の皆さんにはその影響がより大きくなってしまいうということもありまして、福祉政策的観点からも減免措置を講ずる必要があると判断した訳でございます。

3. 会長挨拶

先ほど部長からの話で激変緩和措置ということで(国から)7,300万円もの交付税措置が行われるとのことございまして、(水道料金の)値上げ幅が少なくなる、我々審議委員としましても多少肩の荷が軽くなったかなという気もしております。今日は先ほどもありましたが、第3回ということで、いよいよ審議会としての意見の集約をしていきたいと考えておりますので、委員の皆さん方もご協力のほどよろしくお願いいたします。

4. 議事

- (1) 前回(第2回)質問事項に対する回答について

事務局により説明（資料 2）

（2）水道料金改定について

事務局により説明（資料 3）

（会長）

まず、口径別の単価差をどうするかということをお話ししたいと思います。口径別の料金体系で加算額の区分を 6 から 9 に細かく分類するということはありませんでしたが、これについては前回の審議会で決定させていただいております。今回は所謂単価の開き、口径ごとの単価差について、先ほどのグラフで説明がございましたが、あくまでも 75φ は 1.45 倍と決め付けたことではない。

（委員）

私どももいろいろと関係者と協議を進めているところではございますが、要は結論としてどのくらいの改定があるのかということに尽きるので、口径別についての格差がどうであるかということは何がしかの方針に則って定めていただくしかないと考えております。個別にこれが良い悪いということではなくて。考え方としては出来るだけ抑えていただくということが一番だと考えております。

（事務局）

率は同じにしてシュミレーションしています。ただ、たまたま 13φ と 75φ を 1.45 倍程度ということにしておりますが、1.45 倍が良いのか、1.55 倍が良いのか、1.25 倍が良いのかはここ（審議会）でお話いただくことですので。

（委員）

表にしてみると 21 パターンが一番上げ幅も少なくベストかと。前以て配布してもらった資料の 21 パターンが一般家庭の 13φ か 20φ のパターンだと思うんですけども、13φ・20φ を中心に見るとパターン 21 がベストだと思います。

（事務局）

今回、3 つの引き上げ率、32.9% 上げるパターンと 29.0% 上げるパターンと、25.4% 上げるパターン、一つの引き上げ率で 4 つのパターンを用意しているということです。当然 25.4% は一番低い改定率ですので、しかも逓増制も現状のままということで、当然一般家庭の 13φ が低くなります。まずはお話の流れとして、現状のままの料金体系でいいのか、逓増制のところを考慮するのか。

（会長）

それはね、逓増制は私の考えでは皆さん了解をされているという認識で話を進めさせてもらっています。一律ではいけないということは分かりますよね。必ず 70 のところを 140 までもっていかなければならないという訳ではない。一つのサンプルとしてこれでいいんじゃないかなというところを審議会で結論を出したいと思います。

（委員）

そこまで今日（結論を）出さなきゃいけないですか。今までの料金体系の中で、大口（需

用者) に対して率を落としていくという方向は確認しました。それで議論していけばいいじゃないですか。前回、前々回説明を聞いたように、大口需用者に対して非常に負担がかかってきている事と、昔の料金体系に比べて今は使ってもらわなければいけない料金体系に変わってきたから、大口(需用者)に対してもやっぱりある程度譲らなきゃいけないよ、そこまでは皆さん(意見が)一致した訳ですから。方向としてはその形で行きましょうということで次の段階を議論していた方が、まとめ易いんじゃないかと私は思いますが。

(委員)

何%が適当かというのは判断つきかねますよね。ただ、その差が大きいというのは、ある程度フラットな形にしていかなければならないということは思いますが、それが何%が適当かと言われると判断に困る。

(委員)

確認してよろしいですか。伯太エリアは確か(一般家庭の口径は)20φですよ。それはまだ続いているんですか。一般家庭で20φも13φとの料金差を少し減らすことだよ。

(事務局) そうですね、そういうこともあります。

(委員)

合併以前の伯太は20φで整備していたということもあるので、考えていくなら上から3つ目のパターンを考えた方が実態に合うのかなと個人的に思ったことを確認したかった。

(会長)

口径別の料金体系については皆さん結論が出にくいというところがございますので、フラット化に向けて改善をしていただくということで終わりたいと思います。

続きまして大きい課題でありますけれども、料金の改定率について皆さんの意見をいただきたいと思います。前回まではなかった交付税措置7,300万円が加わるということで改定率が低くなってきておまして、いろんなパターンがここに書いている訳ですけども、2,200万円が基準内繰出、それから7,300万円を加えて、その後それだけ基準外繰出金を出してもらえるか、ということになるかと思います。我々審議会としましては繰出金は当然結果として出てきますが、どのくらいの改定率で市民の皆さんに了解を得られるのかということも考えながら意見の決定をさせていただかないといけないのではないかと思います。

(委員)

やはり(改定)率はみなさん低い方がいいと思いますけれども、一つ確認したいのが暫定措置みたいな形で、例えば3年間は10%、将来的には129%に向かうような、そういうのは作れないですか？

(事務局)

それは勿論、ここの中で、審議会としてそういう意見があるということは勿論言っているといいですし、実際に水道料金に限らず、公共料金を改定する場合は3年で30%上

げるんなら1年ごとに10%上げていくとか、そういう手法は取りますので。(改定)率が大きくなった場合、特にその考えも出てくると思います。(同じく水道料金改定予定の)浜田市も38%くらい(値上げ)で、3年に分けて(最終的に)38%に上げていくような答申だったようです。

(委員)

社内でもそういった関係者の意見もございまして、一度に30%前後というのは一度に負担が上がってしまうということになりますので、一定期間をかけての段階的な見直しを検討いただきたいという考えでございます。また、加えて水道料金だけではなくて、先ほど事務局が仰いましたようにいろんな公共料金の見直しにつきましても、トータルでどういったものが3年なり5年なりでどうなるのかを含めて、(安来市全体で)将来計画をされるのも一つの考え方かなと思っております。要は水道料金が改定された後、次は〇〇料金(の値上げ)です、次は〇〇料金(の値上げ)です、というような形になってくるのは非常に市民の皆さんの立場から考えても荷が重いという考えになられるんじゃないかなと思いますので、是非ご検討いただきたいと思っております。

(事務局)

3つの料金を足すとちょうど簡易水道事業に対して出されている繰出金と、市の方から特別会計で出している繰出金とがほぼ同じくらいの金額になるという意味でございます。遠まわしなんですけれども、現状と同じ程度の繰出金ということになりますと、一応一つの目安になると思われまして。

(委員)

消費税が29年度から10%になるということがありますが、その辺りはどうですか。家庭の負担というのが響いてくるかなと思うんですけれども。

(事務局)

実際のイメージとしては資料のところでも新たにグラフの下で1ヶ月当たりの平均的な使用料を出してもらいましたけれども、29%の値上げになりますと、一般的な13φの家庭で月631円上がるということで、今、2ヶ月に1回、2か月分だと、(一度の請求額が)1,260円上がる、大きな金額といえば大きな金額だと思います。

(委員)

全ての公共料金にかかってくることで、難しいなという感じがします。29.0、約30%ですよ。

(委員)

説明として現状の繰出金額とほぼ同額程度ということであれば理解は得易いかなと思います。今言われた1,260円が安いのか高いのかという議論は(判断が)なかなか難しいところがありますけれども、いずれにしても収支的に見えてこない、それを均衡化させるためにどうするか、ということですから利用者側としては(引き上げ率は)低い方がいいんでしょうけれども、緩和としては何年かに渡ってあげていくということが望ましいと思

ます。

(委員)

なかなか難しいなと思いますけれども、一度に料金を上げるのではなく段階的（な値上げ）の方が皆さんに受け入れられやすいという気がいたしますが、それにしても到達点がどこかということ、どこまで上げていくのかということがないと、概ね最終的な改定率になるのかというところがやっぱり出しておかないと、どのくらいずつ上げていくのかが見えてこない。（料金改定を実施する）各市（の引き上げ率）が大体 30 数%という数字が出ていますよね。30 何%にするのか、29%にするのかということになると、受け取る側は 30%を越えるよりはまだ 29%がいいかなという感覚はあります。ただ、いずれにしても赤字は出てくる訳ですから、やっぱりそれに対応するものはしていけないといけません。ですから直接何%で、というのはなかなか難しいですね。

(委員)

皆さんがお考えのように段階的な引き上げ、見直しの方が家計への負担は少ないのかなと思います。今、人口減少もありますので、これは見込みの一般家庭の数だと思えますが、そういったところも変わってきますので何年後かにはその辺りの見直しも必要ではないかと思えます。

(委員)

交付税の 7,300 万円、これは何が加味されているの？この表で最初説明があった時に表では 7,300 万円だけ後の交付税の額 7,300 万円が一度も出てこない。5 年平均の数字がこれ？前半 5 年の。

(事務局)

これは建設改良、今まで統合事業を進めたお金、起債（借入）額の半分に対して充当していくということになっておりまして、この充当率を 5 年目以降は 10%ずつ引き下げていくという総務省の条件になっておりますので統合後、5 年目以降になると毎年 10%ずつ落ちていきます。

(委員)

まずはその辺を確認しておかないと。わたしは個人的には今、皆さんが仰るとおり低ければ低いほど言うことはない訳ですが、ただ問題は例えば表の 1 億円の基準外繰出だって、この 1 億円自体も税金の関係であって結局間接的に負担するか直接的に負担するかの違いなので、そういった事は十分に理解してもらって議論していかなければいけない。段階的に（料金を）上げるなら、段階的に市の負担は落としていくような形が取れば一番理想の落とし所ではないかと。最終的には 129、130%で一番下に出ている赤字が解消できる財源に当たるということは間違いありませんので、そういった努力をしていくことで（値上げ幅を）圧縮できはしないか。やはり全てソフトランディングできる方法を考えてほしい。

(委員)

世の中収入はそんなに増えませんし、マイナス金利で貯めてるものも減るような時代で

すから、そこにきて消費税は間違いなく上がるでしょう。ダブルパンチということになると市民の皆さんはかなりショックというか大変じゃないかと思しますので、(料金を)上げるならやはり段階的に。

(会長)

今の水道料金ですけれど、現状を維持してやっていくためには、市が繰出金をいくらでも出してくれれば楽なことです。こうやって無理して値上げの審議をすることもない。市がどのくらいまで(繰出金を)出せるかということも考えながら値上げ幅を決めていかなければいけない。我々にとっては少し荷が重たい所もあります。ただ、1ヶ月500円、600円、市民の皆さんに痛みを伴うようになるけれども我慢していかないといけないじゃないかというような考え方もある。

皆さん方の意見が今のところ段階的に値上げをしていくというところに落ち着きそうですので、わたしもそういう方向で意見集約をさせていただきたいと思っておりますけれども、先ほど言われましたように、どこまで(値上げ幅を)上げるかということです。これを抜きにして段階的に上げると言ってもしょうがないことですので。30何%といった場合と、20何%といった場合と。25から30までの間でどうでしょうか。これに対して何かご意見がありますか。

(委員)

30%を越えないといったところで、25から30。とにかく30%を越えない辺りの改定率でやっていただく。しかも段階的にという話も出ておりますので、その辺りが妥当ではないかと思えます。

(会長)

上限を30%くらいにして、それを越えないということで。またそれに併せて繰出金が出てくる訳だね。どうですか。30%くらいを上限にして考えたらどうかという意見でありますけれども、30%は高いじゃないかという意見はございますか。いいですか？30%（の引き上げを）上限とするということによろしいですか。反対意見があれば教えてください。

(反対意見なし)

では30%を上限として引き上げを認めていくということによろしいですか。これはあくまでも審議会の意見です。これで決定という訳ではない。審議会としては30%を限度に、段階的に値上げを検討していただきたいということによろしいでしょうか。

(委員)

今更で恐縮なんですけれども、元々島根県内で(水道料金が)2番目の安さだとして説明いただいていたのですが、仮に30%ということでこの前いただいた資料の数字そのまま、1.3倍を仮にした時に、他の市が改定をしないということが前提になるんですが、そうなった時には県内で3番目の高さとなるということになるんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。10㎡使ったときの単価ということで一番最初の頃に示された各市の単価がありましたけれども。

(事務局)

そのようです。

(委員)

何番目がいいかどうかという論議をする必要はないかもしれませんが、いろんな料金を比較したときに定住化の問題であったり、一つの要因になってくるかもしれないという懸念もあるのかなと。ただ他の市も（水道料金を）上げるかもしれませんが、いつの時点を取ってどうだということはないかもしれませんが、そういった部分も加味する必要があるんじゃないかという気はしております。

(委員)

5年後また見直しということですか。

(事務局)

一番最初にお話しましたように前提は5年間でどうするかですので、当然5年経ったらもう1回見直しの話はさせてもらわなければいけないということになります。

(委員)

5年間で落とし所が例えば30%（の値上げ）ということになるとその後また見直しで同じようなことになろうかと思えますけれども、現状では私は5年間で(30%に引き上げる)、ということが良いのではないかと思います。

(委員)

会長さんが言われたような2年間の試算をしてみたんですけども、我が家の場合、今は1ヶ月辺りが11,000円なんですけれど、1年目は1.15で12,650円、みたいな感じでやっていくと若干負担感は少ないかなと思います。1回でやるより段階的に確実にやった方が負担感は少ないと思います。勿論、感じだけです。収入が増えなければまた別の問題もありますが、減免措置もありますし。

(会長)

段階的に値上げをするとすれば何年くらいで？

(委員)

わたしの頭では3年くらいかと思いますが。何でも3分の1ずつだと負担が少ないかなと。110、120、130といったように。ただ、せつかく5年という期間があるんですから、6%ずつを5年間で、ということでも良いような気がします。

(委員)

何らかの措置は要るんだけど、それが3年なのか5年なのか、それはわたしはよく分かりません。説得の仕方があって、交付税措置がないときは43%上げるものが半分は落ちましたよ、ということで25%（の値上げ）ならあるかな、と。後は説得の仕方だと思います。

(会長)

では、3年間で段階的に、値上げの改定率は30%未満で決定させていただきます。

続きましてお諮りをしたいのは減免制度の導入について、また皆さん方のご意見を聞かせていただきたいと思います。減免の金額的なところもあろうかと思えます。それから申告制であるということもこの前聞いた訳ですが、その辺り、毎年所得によって違うわけですから、段階的に毎年申告してやっていかなければならない。事務的には大変な作業になって行きますよね。それから（減免制度を）やるという前提で考えた場合、申告をしない者は減額の対象とはならないということになってきますよね。そうすると水道部としては申告しない人に対して周知をするのか、しないのか。そういったこともあろうかと思えます。まずは減免制度の導入についてご意見を伺いたいと思えます。

（委員）

上限 30%までのところで 3 年かけて段階的に上げていくことをお願いする一方で、やはりある程度減免的な制度もありますよ、ということが出てくれば非常に負担感を感じられる方にとっては喜ばれることだと思うので、（料金を）上げると同時にそういう措置をするということは必要だと思います。

（委員）

手続き的には（手間が）あるかもしれませんが、減免措置というのは料金を上げる際の緩和的手法だと思います。

（会長）

それではやり方についてはまた、申告制のこととか内容の確認をしたいと思えますが、減免措置につきまして、賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

（賛成 8 名）

挙手多数、ですね。それでは減免制度を導入するということで決定させていただきたいと思えます。減免のやり方については国保の減免措置のやり方に基づいてやるということですね。

（事務局）

今のイメージですと、国保の減免の手続きと同じ時にやってもらうようなことになろうかと思えます。毎年セットでやってもらう格好で。国保の減免手続きをしてもらう時には、

（会長）

減額の内容について説明をしていただけますか。どのくらい減免をやるかということ。

（事務局）

結論から言うと、値上げ部分を減免する。現状の基本料金ですけれども、基本料金の値上げはない、現状のままの料金となるということです。

（会長）

ならばそういうことで、提案された内容については、審議会は認めるということで行きたいと思えます。

（事務局）

逡増制の料金体系を是正していくと、大口需用者の料金を下げることになります。今、

料金を 30% 上げるということにすると、一般家庭では 35% くらいになるということがありますので、その部分を低所得者に対しては減免しましょうという発想でご理解いただきたいと思います。

(会長)

次にこの前、提案がありましたけれども、歳出の抑制策というのがありまして、組織体制の見直しとか人件費の大幅抑制、事務所の伯太庁舎への移転とか、いろんな提案があった訳ですけども、前回説明があった内容以外で、皆さん方こういったことをやってもらいたいというような意見はありますか。今回、水道が漏水問題で非常に安来市も大変だったと思いますけれども、こういったような事件や事故があった時に全て切り詰めた状態で、いざという時に体制が上手く対応できるかというようなこともある程度考慮していかなければいけないという気が、個人的にはしております。合併によって水道部の方も広瀬・伯太・安来、全部が集まった職員数から見れば、減った。

(事務局)

今は職員数が 20 名。合併の時には 24 人だったので 4 人減っています。

(会長)

今の経費の削減策や歳出の抑制策についてはこの前説明があった訳ですけども、これでよろしいですか。

(意見なし)

出来る限り経費の削減については日ごろの業務に絶えず念頭においてやっていただきたいということで、了解をしたいと思っております。

皆さん方、この水道料金の改定全般について付帯意見とか、これは言っておきたいということがございましたら、発言をお願いします。

(意見なし)

何とか結論はでたと思っておるところです。当初 4 回開催ということで、来月に最終の審議会を行うつもりでおりますけれども、今日決まった内容につきまして、所謂審議会の案としてこれをまとめまして、4 月の会で検討させていただきたいと思っております。